

第30回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成28年 9月26日(月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 88号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 5件 |
| 第 5 | 報告第 89号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 1件 |
| 第 6 | 報告第 90号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 3件 |
| 第 7 | 議案第139号 現況証明願について | 1件 |
| 第 8 | 議案第140号 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第 9 | 議案第141号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第10 | 議案第142号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 11件 |

○出席委員(14名)

2番 熊谷 英二 君	3番 甲斐やす子 君	4番 高松 俊男 君
5番 阿部 康徳 君	6番 高橋 政寿 君	7番 笛木 眞一 君
8番 佐藤 肇 君	9番 武藤 利勝 君	10番 大泉 義明 君
11番 佐藤 徳市 君	12番 澁谷 洋 君	13番 山本 志伸 君
14番 嶋中 勝 君	16番 佐瀬日出夫 君	

○議事参与の制限を受けた委員(0名)

○欠席委員(2名)

1番 橘 澄子 君 15番 鈴木 義次 君

○その他出席者

事務局長 村山 裕次 君	振興係長 若松 務 君
主任 高橋 望 君	主 事 湊谷 省吾 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 只今から第30回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時12分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

休憩致します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時13分

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

9番・武藤君 10番・大泉君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第30回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第88号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第4。報告第88、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容5件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号5まで内容5件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号5まで内容5件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係若松君。

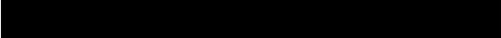
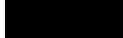
○振興係(若松 務君) はい。

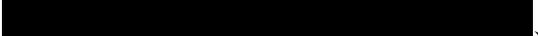
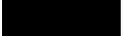
報告第88号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので報告するものであります。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり5件であります。

番号1。

賃貸人、、さん。

賃借人、、さん。

土地の表示、字阿歴内9-22。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、60,431㎡外1筆、合計の面積が108,512㎡。

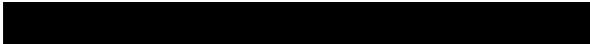
設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成27年4月30日。

契約期間は、平成27年4月30日から平成32年4月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成28年7月22日であります。

番号2。

賃貸人、、
さん。

賃借人、標茶町字ヌマオロ原野基線118番地7、戸村嘉勝さん。

土地の表示、字オソツベツ976-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、74,266㎡外20筆、合計の面積が625,051㎡です。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成20年8月15日。

契約期間は、平成20年8月15日から平成30年1月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成28年8月19日であります。

番号3。

賃貸人、、さん。

賃借人、、さん。

土地の表示、字中チャンベツ489-2。

地目は、登記簿、現況共に畑。

面積は、18,156㎡外1筆、合計の面積が38,509㎡です。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成25年6月5日。

契約期間は、平成25年6月5日から平成30年6月4日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成28年9月7日であります。

なお、番号4につきまして賃貸人、設定内容、契約年月日、契約期間、賃貸借の解約が合意された年月日が番号3と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号4。

賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字中チャンベツ488-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、11,026㎡外2筆、合計の面積が54,432㎡。

番号5。

賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字虹別原野7-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、30,288㎡外1筆、合計の面積が94,234㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成27年4月30日。

契約期間は、平成27年4月30日から平成37年4月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、平成28年9月12日であります。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号5まで内容5件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって報告第88号内容5件は報告のとおり承認されました。

◎報告第89号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。報告第89号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第89号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員については、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

面積、4, 877 m²外17筆、合計面積は164, 614 m²。

価格、823, 000円。

譲受人氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

合計23筆、合計面積につきましては、326. 424. 93 m²。

価格につきましては、1, 633, 000円となっております。

あっせん結果につきましては、あっせん委員長の笛木委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・笛木君。

○7番（笛木眞一君） 7番・笛木。

報告第90号番号1について報告致します。

平成28年6月30日にあっせん委員の指名があり、7月21日に大泉委員、鈴木委員、私と事務局より村山事務局長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定し、あっせん委員長に私が指名されました。

[REDACTED]さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので平成28年7月29日に萩野集会所において、第2回あっせん委員会を開催いたしまして、地元農地部会を中心に買受け希望を調整いただき、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんに決定致しました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、7番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2。

あっせん譲渡申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

あっせん委員長、佐藤肇委員。

あっせん委員、甲斐委員、大泉委員、嶋中委員。

報告年月日、平成28年8月4日。

譲受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字栄217-17。

現況地目、畑。

面積、100, 201 m²。

価格、936,000円。

譲受者氏名、[REDACTED]さん。

予定資金関係、自己資金となっております。

番号2については、あっせん委員長を佐藤肇委員に依頼しておりますので、結果について報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩致します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時27分

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局の説明が終わりましたので、8番・佐藤肇君より報告を求めます。

○8番（佐藤 肇君） 8番・佐藤です。

報告第90号番号2について報告致します。

ただいま事務局から説明がございましたけれども、あっせん申出者は[REDACTED]さん、譲受人については[REDACTED]さんです。

あっせん委員は甲斐委員、大泉委員、嶋中委員と、私が指名されまして私があっせん委員長となりました。

あっせんにつきましては、8月4日に行っておりまして、詳細につきましては事務局説明のとおりでございます。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・佐藤肇委員に聞きますけど、譲受人はだれですか。

○8番（佐藤 肇君） [REDACTED]さんですね。譲受人ですね。

○会長（佐瀬日出夫君） はい。わかりました。

以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、8番・佐藤肇君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号3について説明させていただきます。

あっせん譲渡申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

あっせん委員長、嶋中委員。

あっせん委員、甲斐委員、佐藤肇委員、大泉委員。

報告年月日、平成28年8月4日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字西熊牛原野23-1。

現況地目、畑。

面積、10,075㎡外4筆、合計面積が93,447㎡となっております。

価格につきましては、4,442,000円。

譲受者氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

番号3につきましては、あっせん委員長の嶋中委員より結果につきまして、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中 勝君） 14番・嶋中。

報告第90号番号3について報告致します。

7月15日にXXXXXXXXXXさんよりあっせんの申出があり、7月22日に佐藤肇委員、大泉委員、甲斐委員、私と事務局より村山局長、湊谷主事で現地調査を行い、価格を決定いたしまして、あっせん委員長に互選された私よりXXXXXXXXXXさんに価格を提示したところ承諾を得ましたので、8月4日に磯分内酪農センターにおいて、第2回あっせん委員会を開催し譲受希望者を調整したところ、隣接地でもありますXXXXXXXXXXさんに決定致しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、14番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第90号、内容3件は報告のとおり承認されました。

◎議案第139号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7。議案第139号、現況証明願いについて、内容1件を議題と致します。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第139号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり 1 件であります。

番号 1。

土地の所在、字中チャンベツ原野基線 1 1 - 8。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、1, 5 9 9 m²。

農地区分は、一般民有地。

利用状況は、宅地。

所有者名、XXXXXXXXXXさん。

申請者名、XXXXXXXXXXさん。

調査委員氏名は、橘委員、熊谷委員、甲斐委員。

調査年月日は、平成 2 8 年 9 月 1 2 日。

なお、調査報告につきましては甲斐委員にお願いしたいと思います。

宜しくお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 3 番・甲斐君。

○3 番（甲斐やす子君） 3 番・甲斐です。

議案第 1 3 9 号、番号 1 について報告します。

9 月 7 日付で調査依頼があり、9 月 1 2 日に調査してまいりました。

調査委員につきましては、橘委員、熊谷委員と、私と事務局より若松係長さんで現地調査を行っています。

現地の状況は、配布資料の 1 ページから 4 ページをご覧ください。

この土地は、平成 2 7 年 6 月 1 2 日に農地法第 5 条の規定による転用許可が北海道知事から出され、平成 2 7 年 1 2 月 2 4 日に住宅建設工事が完了しております。

許可申請後分筆され、申請地の地目変更登記を目的とされた現況証明願いとなっており、現地調査の結果、農地採草放牧地以外であることを確認しております。

詳細につきましては、ただいま事務局の説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明並びに、現地調査にあられました、3 番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって議案第 1 3 9 号内容 1 件は原案可決されました。

◎議案第140号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8。議案第140号、農地法第3条の規定による許可申請について内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第140号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

貸付人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

借受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、宇熊牛原野14線東6。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、2,459㎡となっております。

契約の種類、地上権の設定（許可日から20年）。

権利移転（設定）の理由、貸付人が相手方要望、借受人が太陽光発電施設の設置のためとなっております。

なおこの案件につきましては、調査委員を甲斐委員、佐藤肇委員、大泉委員、嶋中委員に依頼しております。

なおこの案件につきましては、お手元の資料にあります通り、区分地上権の設定、移転の対象とされた農地等及び周辺の農地等の利用上支障がないか、その農地等について関係権者との調整がなされているかどうか審査し、農業上の土地利用との調整が図られる場合に許可処分を行うものとされております。

また地上権取得者らが、その取得後において耕作事業を行うと認められない場合であっても、地上権が区分地上権である場合は、農業委員会が許可をすることができます、と記されております。

それをふまえて、調査委員である大泉委員に報告をお願いしたいと思います。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・大泉君。

○10番（大泉義明君） 10番・大泉です。

議案第140号、番号1について報告致します。

9月13日に事務局より調査依頼があり、9月16日に現地調査を行ってまいりました。

参考資料は5ページから7ページです。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認致しました。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、XXXXXXXXXXの要望により、借受者のXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXは太陽光発電の設置に合う地上権の設定のため今回の申請となりました。

今回の申請は、地上権設定を目的としている為、農地を耕作することは要件に含まれておりません。

また区分地上権の設定の対象とされた農地及びその周辺農地等の利用上支障なく、関係権利者と

の調整も整っていると認められます。

これら調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました10番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって議案第140号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第141号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第9。議案第141号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

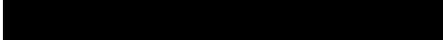
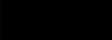
○農地係（湊谷省吾君） はい。

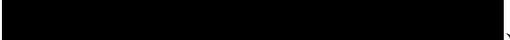
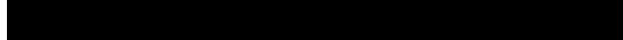
議案第141号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のため権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

所有者、、さん。

転用者、、

さん。

土地の所在、字熊牛原野14線東6の内。

地目、登記簿、山林。

現況、畑。

面積、410.4㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、賃貸借。

転用目的、太陽光発電施設の建設。

転用計画内容、期間、許可日から3年間。

転用面積（柱部分）、410.4㎡。

事業費（撤去費含む）、360,000,000円となっております。

なお本案件につきましては、農地法第5条での太陽光発電施設の建設の申請であります。

これにつきましては、資料をご覧ください。

中段に、②支柱を建てて営農を継続し設置する場合。

とあります。

この場合、農用地区域内等であっても一時転用許可をもって設置が可能となりました。

またこの一時転用による場合については、資料の下段①～④にありますように、営農を行い単収が2割減とならず、農作業の効率的な利用が図られる事が許可要件となっております。

また資料の次のページをご覧ください。

これは具体的な許可要件が書かれておりますが、何点か要件をあげますと、転用期間が3年以内であること、太陽光の支柱が簡易な構造で容易に撤去できること、営農が確実に農作業に必要な機械等を効率的に利用することができること、周辺の農地に支障を及ぼさないこと等が図られているか、さらには農地法3条の許可を受けられること、が許可要件となっております。

これらの要件について、調査をしていただいております。

調査につきましては甲斐委員、佐藤肇委員、大泉委員、嶋中委員に依頼しておりますが、大泉委員より調査の結果について報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・大泉君。

○10番（大泉義明君） 10番・大泉。

議案第141号、番号1について報告致します。

9月13日に事務局より調査の依頼があり、9月16日に佐藤肇委員、嶋中委員、甲斐委員と事務局より村山局長、湊谷主事と私で現地調査を行ってまいりました。

申請地は、参考資料の5ページから7ページに記載されていますのでご覧ください。

申請地は、借主の[]さんと、貸主の[]さんの土地に太陽光発電の施設の設置を目的として転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は、記載のとおり支柱部分の面積と確認しております。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積だと判断を致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地に、営農型発電施設の設置は、原則不許可ですが、パネルの下で耕作をしながらの一時転用で、容易に撤去可能であることから、この転用については問題ないと判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました10番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第141号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第142号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10。議案第142号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容11件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号8まで内容8件について審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号8まで内容8件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

議案第142号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画、別紙のとおり11件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字西熊牛原野23-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、10,075㎡外4筆、合計の面積は93,447㎡。

利用権設定等の種類は、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期は、平成28年9月30日。

対価の支払期限は、平成28年10月31日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、4,442,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号1から番号5まですべてあっせん案件でありますので改めての現地調査は行っておりません。

なお、番号2から番号4につきまして利用権の設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法について番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字栄 2 1 7 - 1 7。

地目、登記簿、牧場。

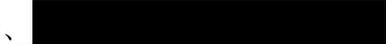
現況、畑。

面積は、1 0 0, 2 0 1 m²です。

利用権設定等の内容は、普通畑。

価格は、9 3 6, 0 0 0 円であります。

番号 3。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、

さん。

土地の所在、字標茶 7 4 5 - 1。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積は、4, 8 7 7 m²外 1 7 筆、合計の面積が 1 6 4, 6 1 4 m²。

利用権設定等の内容は、採放地。

価格は、8 2 3, 0 0 0 円。

番号 4。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、

さん。

土地の所在、字標茶 7 2 3 - 1。

地目、登記簿、原野。

現況、採放地。

面積、9 7, 6 7 7 m²計外 4 筆、合計の面積が 1 6 1, 8 1 0. 9 3 m²であります。

利用権設定等の内容は、採放地及び施設用地。

価格は、8 1 0, 0 0 0 円。

番号 5。

利用権の設定等を受ける者、、

さん。

利用権の設定等をする者、、さん。

土地の所在、字熊牛原野 1 4 線東 2 0 - 5。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、1, 2 2 0 m²外 5 2 筆、合計の面積は 8 8 6, 8 4 6 m²。

利用権設定等の種類は、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑及び採放地。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期は、平成 2 8 年 9 月 3 0 日。

対価の支払期限、平成 2 8 年 1 1 月 1 4 日。

土地の引渡時期は、対価の支払日。

価格は、3 2, 9 6 9, 0 0 0 円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお番号 6 から番号 8 につきましては、農地保有合理化事業における賃借権の賃貸人が、法人設

立に伴い個人から利用権の移転を行うものでありますので、宜しくお願い致します。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字虹別原野58線156-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,780㎡。

利用権設定等の種類は、利用権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成28年9月30日から平成33年2月24日まで。

土地の引渡時期は、平成28年9月30日。

金額は、年間68,220円。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、旧賃借人はさんであります。

なお、番号7から番号8につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、土地の引渡時期、支払方法が番号6と同じでありますので説明を省略させていただきます。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字虹別原野399-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、28,329㎡外3筆、合計の面積は142,404㎡です。

利用権の期間は、平成28年9月30日から平成32年11月24日まで。

金額は、年間196,300円となっております。

なお、旧賃借人はさんであります。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字虹別原野61線111-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、45,074㎡外1筆、合計の面積は49,255㎡です。

利用権の期間は、平成28年9月30日から平成35年10月31日まで。

金額は、年間82,940円。

なお旧賃借人は、さんであります。

なお番号6から番号8まであつせん案件でありましたので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号8まで内容8件について事務局の説明を終

わかります。

これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。
原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号8まで内容8件については原案可決されました。
続いて番号9を議題と致します。
事務局より内容説明させます。
振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号9について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字虹別原野7-1の内。

地目、登記簿、現況共に、畑。

面積は、30,288㎡外1筆、合計の面積は94,234㎡です。

利用権設定等の種類は、賃借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、賃貸借。

利用権の期間は、平成28年9月30日から平成37年4月29日まで。

土地の引渡時期は、平成28年9月30日。

金額は、年間292,125円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお番号9につきましては、笛木委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果についてご報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・笛木君。

○7番（笛木 眞一君） 7番・笛木。

議案第142号、番号9について報告致します。

9月13日に事務局より調査依頼があり、9月17日に調査してまいりました。

利用権設定等の農地については、
さん個人から
さんという法人に変わる事により発生した案件です。

賃貸契約であり記載のとおり書類については確認しております。

貸主の
さんは、相手方要望により農地を賃貸するものです。

借主の
さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということです。

この賃貸契約は、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。
詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号9について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・笹木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

続いて番号10を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長若松君。

○振興係長（若松 務君） はい。

番号10について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字熊牛原野14線東5-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積は、44,373㎡外1筆、合計の面積が94,063㎡です。

利用権設定等の種類は、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、使用貸借。

利用権の期間は、平成28年9月30日から平成48年9月29日まで。

土地の引渡時期は、平成28年9月30日。

金額は、無償となっております。

なお番号10につきましては、大泉委員に現地調査を依頼しておりますので、調査結果について報告願います。

○会長（佐瀬日出夫君） 10番・大泉君。

○10番（大泉義明君） 10番・大泉。

議案第142号番号10について報告致します。

9月13日付けで事務局より調査依頼がありまして、9月20日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手方の希望により農地を貸付するものです。

借主のさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

貸主の[]さんは、相手方要望のため農地を賃貸するものです。

借主の[]さんは、農地を借受け安定した粗飼料の確保をするということでした。

この貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号11について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました3番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号11については原案可決されました。

以上をもって、議案第142号、内容11件は原案可決されました

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第30回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第30回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

ご苦労さまでした。

（午前11時04分閉会）